

# LSI テスティング学会規約

(名称)

第1条 本会は、「LSI テスティング学会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、研究会「LSI テスティングシンポジウム」の開催を通じ、LSI テスティング技術の発展と普及に寄与することを目的とする。

(所在地)

第3条 本会の所在地は以下の住所とする。  
〒565-0871 吹田市山田丘2-1 大阪大学 大学院  
情報科学研究科 情報システム工学専攻 中前研究室  
室内

(事業)

第4条 本会は以下の事業を行う。

1. 研究会「LSI テスティングシンポジウム」の開催
2. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(構成員)

第5条 本会は、以下の構成員により構成される。

1. 当該年度を含む過去4年間の研究会「LSI テスティングシンポジウム」参加者
2. 賛助会員
3. その他、企画運営委員会が必要と認めた者

(賛助会員)

第6条 本会は、本会の主旨に賛同し、本会の運営を援助する企業・団体・個人を募る。企画運営委員会での承認により、応募のあった企業・団体・個人を賛助会員とする。賛助会員からは、別途定める金額の賛助会員年会費を徴収する。

(会費)

第7条 本会は、本会を運営し、本会の目的を達成する為、当該年度の研究会「LSI テスティングシンポジウム」参加者から、別途定める金額の会費を徴収する。会費を研究会参加費に充てる。

(企画運営委員会)

第8条 本会に企画運営委員会を設置し、以下の業務を行う。

1. 研究会「LSI テスティングシンポジウム」の企画・運営
2. 予算・決算の承認
3. 会長の選出
4. 企画運営委員の承認
5. 賛助会員、その他構成員の承認
6. 規約の改正
7. その他、本会の目的達成の為に必要な事項の決定

(役員)

第9条 本会に、以下の役員を置く。

1. 会 長 一名
  - (a) 会長は本会を代表し、本会を統括する。
  - (b) 会長は企画運営委員長を兼務する。
  - (c) 会長は企画運営委員会出席者の過半数をもって選任される。
  - (d) 会長は企画運営委員を任命する。
2. 企画運営委員長 一名
  - (a) 企画運営委員長は企画運営委員会を代表し、企画運営委員会を統括する。
  - (b) 企画運営委員長は会長が兼務する。
3. 企画運営委員 5名～10名程度
  - (a) 企画運営委員は会長により任命され、企画運営委員会出席者の過半数の承認により選任される。

(事務局)

第10条 本会に、会の事務業務を行う事務局を設置する。

## 附 則

1. 平成18年6月11日制定・施行

以上